法務省民商第４３３号
平成２１年３月１６日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局商事課長

商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成２１年法務省令第５号）が本日から施行されることとなり，同日付けで「商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について」（法務省民商第４３２号法務省民事局長通達）が発せられたところですが，これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本通知中「規則」とあるのは改正後の商業登記規則（昭和３９年法務省令第２３号）を，「準則」とあるのは改正後の商業登記等事務取扱手続準則（平成１７年３月２日付け法務省民商第５００号民事局長通達）をいいます。

記

１　電磁的記録に代わる書面の作成

登記官は，商業登記法（昭和３８年法律第１２８号）第１７条第４項に規定する電磁的記録については，これに代わるものとして保存すべき書面（以下「電磁的記録に代わる書面」という。）を作成することができるとされた（規則第９条の７第１項）。また，登記官が電磁的記録に代わる書面を作成した場合には，当該電磁的記録に代わる書面に係る電磁的記録については，規則中登記簿の附属書類に関する規定は，適用しないこととされ，この場合において，当該電磁的記録に代わる書面は，登記簿の附属書類とみなして，規則の規定を適用するとされた（規則第９条の７第２項）。

２　電磁的記録に代わる書面の作成方法等

電磁的記録に代わる書面は，商業登記法第１７条第４項の電磁的記録に記録された情報の内容を用紙に出力して表示する方法により作成するものとされた（準則第[redacted]

１４条の２第１項)。また，登記官は，この方法により作成した書面の１枚目の用紙の表面の余白に，当該電磁的記録に係る申請の受付の年月日及び受付番号並びに当該書面を作成した年月日を記載して押印するものとされた（準則第１４条の２第２項)。

3　電磁的記録を記録した磁気ディスクの廃棄

登記官が２の方法により電磁的記録に代わる書面を作成した場合には，当該書面に係る電磁的記録を記録した磁気ディスクについては，速やかに廃棄するものとする。当該磁気ディスクを廃棄するときは，データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用，裁断機による裁断，磁気ディスクの記憶層の物理的破壊等により，すべての情報の復元が困難となる方法で廃棄しなければならない。